《いわぎん》アンサーサービス規定

- 1. (《いわぎん》アンサーサービス)
- (1) 《いわぎん》アンサーサービス(以下、「本サービス」という)は、本サービスの利用申込人ご本人(以下、「契約者」という)からのファームバンキング専用端末機、パソコンおよびディスプレイホーン端末機(以下「端末機」という)による依頼にもとづき、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座(以下「支払指定口座」という)より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ契約者が指定した岩手銀行(以下、「当行」という)本支店あるいは当行以外の金融機関の本支店口座の預金口座(以下「入金指定口座」という)へ入金する場合、および、あらかじめ指定された預金口座の残高照会、振込照会、入出金明細照会等の照会を行う場合に利用することができるものとします。なお、当行は、契約者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内の場合は、「振替」として取扱います。
 - ②支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店の場合、または当行以外の金融機関の本支店の場合は「振込」として取扱います。
- (3) VALUXを利用する場合、契約者は、別途、㈱NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX」の契約を締結し、同サービスを利用することとします。
- (4) VALUXを利用する場合、当行は、本人確認方法として㈱NTTデータから通知される接続IDを使用します。接続IDの取扱いは同社の定めに従います。
- (5) 本サービスにより振込・振替を依頼する場合または照会を行う場合は、契約者が占有管理する「端末機」を使用し、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を操作し、当行が定めた番号の電話あてに送信してください。 V ALUX利用の場合は、㈱NTTデータのアンサーセンターを経由して当行に送信してください。 当行は、受信した内容と届出の内容および当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照会し、一致した場合は送信者を本人とみなし本サービスを取扱います。
- (6) 本サービスの利用日・利用時間は当行が定めた営業日・時間内とします。

2. (振込・振替)

- (1) ご依頼の内容については、当行が1件ごとに「振込・振替内容確認画面」の確認コードを受信した時点で確定するものと します。
- (2) ご依頼の内容が確定した場合、当行は支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
 - また、予約振込・振替の場合は、指定日の5営業日前から前営業日の間に操作していただき、指定日当日に支払指定口座 から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (3) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定、当座勘定規定に関わらず、通帳・カードおよび払戻請求書または当座 小切手の提出を不要とし、当行所定の方法で取扱います。
- (4) その取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、あらかじめ届出た金額の範囲とします。
- (5) 次の各号に該当する場合、振込および振替のお取扱いはできません。
 - ①振込または振替処理時に振込金額または振替金額と第4条2項の手数料金額との合計額が支払指定口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。ただし、振込指定日における振込予約の依頼合計が支払指定口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれの振込みまたは振替えるかは当行の任意とします。
 - ②支払指定口座あるいは当行本支店の入金指定口座が解約済のとき。
 - ③契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - ④入金指定口座の預金名義人より入金禁止の手続きが取られているとき。
 - ⑤差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
 - ⑥本規定に反して利用されたとき。
- (6)振込・振替の予約を取消す場合は、振込指定日の前営業日までに端末機で取消依頼を行ってください。
- (7)振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

3. (照会)

- (1) 照会のご依頼があった場合、当行は直ちに定められた方法により、契約者の端末機へ応答内容を送信します。
- (2)受入証券の不渡その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消をすることがあります。 この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. (手数料等)

- (1) 本サービス利用にあたっては、別にお知らせした当行所定の手数料を、翌月10 日 (休日の場合は翌営業日) に、あらかじめ指定された手数料引落口座から引落します。
- (2) 本サービスにより振込を依頼する場合、契約者は別にお知らせした当行所定の振込手数料を支払うこととします。なお、後納扱いの場合は、翌月10日(休日の場合は翌営業日)に前月分を支払うこととします。
- (3) 前二項の手数料の引落しにあたっては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- 5. (組戻・訂正・振込内容の変更)
- (1) 振込の組戻、訂正または変更の依頼にあたっては、支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店にて当行所定の方法により取扱います。

- (2) 当行は契約者からの依頼内容にもとづき、組戻依頼電文または訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。 組戻された資金は、支払指定口座または引落指定口座に入金します。
- (3)前1項の場合において、振込資金が入金済みの場合等、組戻または訂正ができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。
- (4) 組戻・訂正の取扱いにあたっては、別にお知らせした当行所定の手数料をお支払いいただきます。

6. (取引内容の確認)

- (1) 本サービスによる取引後は、すみやかに振込振替照会の操作、普通預金通帳への記入または当座勘定照合表等により、取引 内容を照合してください。万一、取引内容等に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

7. (免責事項)

- (1) 当行に送信された暗証番号、接続 I D (VALUX利用の場合) および口座番号と、当行に登録されている暗証番号、接続 I D (VALUX利用の場合) および口座番号の一致を確認し取扱ったうえは、暗証番号または接続 I Dの不正使用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 当行の責めによらない通信機器、回線および端末機等の障害、誤作動、通信回線・電話の不通、端末機の盗難・紛失または 天災・火災・騒乱等の不可抗力により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それによって生じた損害につ いては、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスにより入手した情報の利用結果について、当行は損害賠償等一切の責任を負いません。
- 8. (届出事項の変更等)

暗証番号・指定口座等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面によりただちに取引店にお届けください。この届け 出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (解約)

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によることとします。
- (2) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届け出の住所に解約の通知を行います。その場合、その通知が延着しまたは到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも契約者に通知することなく、本契約を解約することができます。
 - ①支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があった場合。 ②手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - ③住所変更等の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、契約者の所在が把握できない場合。
 - ④1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - ⑤契約者が本利用規定に違反した場合など、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ⑥所定の手数料の支払がない場合。

10. (準用規定)

この規定に定めのない事項については、預金規定、当座勘定規定等により取扱います。

11. (権利および義務の譲渡または質入の禁止)

この取引に基づく契約者の権利および義務は、譲渡または質入することができません。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。
- 13. (秘密保持)

契約者および当行は、本サービスにより知り得た相手方の情報について、本利用規定等に定める場合を除き第三者に漏洩しないものとします。なお、本項の定めは本サービスの解約後も効力を有するものとします。

14. (業務委託の承諾)

当行は、当行が任意に定める第三者(以下「委託先」という)に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は、当該業務委託に必要な範囲内で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意します。

5 (右効期間)

この契約の有効期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

6 (合音管轄)

本契約に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

(2020.2)